

令和3年度第3回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

| | | | |
|---|---|--------------|-----------|
| 日 | 時 | 令和3年5月19日（水） | 午前9時30分 |
| 場 | 所 | 八王子市役所 議会棟4階 | 第3・第4委員会室 |

第3回定例会議事日程

- 1 日 時 令和3年5月22日(水)午前9時30分
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第13号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の臨時休館日及び利用休止に関する事務処理の報告について
 - 第2 第14号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市図書館の開館時間の変更に関する事務処理の報告について
 - 第3 第15号議案 令和3年度6月補正予算の調製依頼について
 - 第4 第16号議案 八王子市こども科学館の観覧料の免除について
 - 4 協議事項
 - ・ いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言の取組について (教育指導課)
 - 5 報告事項
 - ・ 令和3年度(2021年度)学級編制の状況について (学務課)
 - ・ 令和3年度(2021年度)指定校変更及び学校選択の結果について (学務課)
 - ・ 令和3年度(2021年度)八王子市奨学生の決定について (学務課)
 - ・ 令和4年度(2022年度)八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について (教育指導課)
 - ・ 八王子市教育委員会いじめ対応マニュアルの作成について (教育指導課)
 - ・ 令和3年春の叙勲の受章について (教職員課)
-

出席者

| | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 安 間 英 潮 |
| 教育長職務代理者 | 笠 原 麻 里 |
| 委 員 | 柴 田 彩千子 |
| 委 員 | 伊 東 哲 |
| 委 員 | 川 島 弘 嗣 |

教育委員会事務局出席者

| | |
|------------------|---------|
| 学 校 教 育 部 長 | 小 柳 悟 |
| 学校教育部指導担当部長 | 西 山 豪 一 |
| 学校施設整備担当部長 | 八 木 忠 史 |
| 教育総務課長 | 渡 邊 聡 |
| 地域教育推進課長 | 高 橋 健 司 |
| 学校施設課長 | 松 土 和 広 |
| 学校給食課長 | 田 倉 洋 一 |
| 学 務 課 長 | 山 田 光 |
| 教育指導課長 | 大日向 由紀子 |
| 特別支援・情報教育推進担当課長 | 鳥 越 克 彦 |
| 教 職 員 課 長 | 溝 部 和 祐 |
| 統括指導主事 | 鴨 狩 淳 一 |
| 統括指導主事 | 北 川 大 樹 |
| 生涯学習スポーツ部長兼図書館部長 | 音 村 昭 人 |
| 日本遺産推進担当課長 | 平 塚 裕 之 |
| 生涯学習政策課長 | 福 島 義 文 |
| スポーツ振興課長 | 岡 部 正 訓 |
| スポーツ施設管理課長 | 久保田 竜 司 |
| 学習支援課長 | 新 堀 信 晃 |
| 文化財課長 | 菅 野 匡 彦 |
| こども科学館長 | 遠 藤 讓 一 |
| 中央図書館長 | 高 野 芳 崇 |

| | |
|---------------|---------|
| 生涯学習センター図書館長 | 一 杉 昇 子 |
| 南大沢図書館長 | 堀 内 栄 史 |
| 川口図書館長 | 松 井 洋 一 |
| 指導課指導主事 | 志 村 亮 介 |
| 生涯学習政策課主査 | 田 島 裕 子 |
| こども科学館課長補佐兼主査 | 澤 口 徹 |
| 教育総務課主査 | 長 井 優 治 |
| 教育総務課主任 | 原 口 理 紗 |
| 教育総務課主任 | 池 上 光 |
| 教育総務課会計年度任用職員 | 古瀬村 温 美 |

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和3年度第3回定例会を開会いたします。

初めに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会におきましても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和3年度（2021年度）学級編制の状況について」、「令和3年度（2021年度）指定校変更及び学校選択の結果について」、「令和3年度（2021年度）八王子市奨学生の決定について」、「令和4年度（2022年度）八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図書採択における教科用図書選定資料作成委員会の設置について」及び「令和3年春の叙勲の受章について」は、資料配付のみの報告といたしたいと思っております。

また、第15号議案、協議事項「いじめを許さないまち八王子条例第13条第2項に基づく再調査報告書に示された再発防止に向けた5つの提言の取組について」及び報告事項「八王子市教育委員会いじめ対応マニュアルの作成について」は、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第1 第13号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市教育委員会所管施設の臨時休館日及び利用休止に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、生涯学習政策課から説明願います。

福島生涯学習政策課長　それでは、第13号議案につきまして、生涯学習政策課田島主査より御説明を申し上げます。

田島生涯学習政策課主査　それでは、八王子市教育委員会所管施設の臨時休館日及び利用休止について御説明いたします。

施設の利用休館日及び利用休止につきましては、令和3年4月25日、国が東京都を含む一都二府一県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別処置法に基づき、緊急事態宣言を発出したことから、その内容を踏まえ、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛など、教育委員会においても対応策として4月27日から緊急事態宣言解除の日まで生涯学習センターをはじめとする社会教育施設について、臨時休館及び利用休止としたものです。

さらに、緊急事態宣言が延長となった5月12日からその解除の日まで、陸上競技場をはじめとする屋外施設に限り、終了時間が午後8時を過ぎる時間区分を利用休止としたところです。

これらの施設の臨時休館及び利用休止につきましては、それぞれ教育委員会定例会に諮り決定するところではありますが、教育委員会定例会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の「緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがない」の規定に該当することから、教育長において決定したところであります。

説明は以上です。

安間教育長　只今、生涯学習政策課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、御意見いただきたいと思いますが、こちらもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第13号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第13号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長 日程第2 第14号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市図書館の開館時間の変更に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、図書館部から説明願います。

高野中央図書館長 第14号議案 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた八王子市図書館の開館時間の変更に関する事務処理の報告についてを御説明いたします。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において4月26日に臨時に代理しました事務処理につきまして、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案関連資料を御覧ください。

1、開館時間についてです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言措置の期間中、全館共通で開館時間を午前10時から午後5時までと短縮しております。

次に、3(1)サービスの休止を御覧ください。

館内資料の閲覧、座席の利用、資料の複写、利用者用の蔵書検索機及び窓口でのレファレンスサービスを休止し、予約資料の受取り、電話による予約や電話によるレファレンスサービスを実施いたしました。

なお、5月12日からは一般書及び児童書の書架への立入りのみを再開して、閲覧の上、自由に本をお選びいただきその場で貸出しできるようにいたしました。

報告は以上です。

安間教育長 只今、図書館部からの説明は終わりました。

本案について、御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第14号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第14号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長　日程第4　第16号議案　八王子市こども科学館の観覧料の免除についてを議題に供します。

本案について、こども科学館から説明があります。

遠藤こども科学館長　それでは、第16号議案　八王子市こども科学館の観覧料の免除について御説明いたします。

詳細につきましては、澤口課長補佐から御説明いたします。

澤口こども科学館課長補佐兼主査　それでは、説明いたします。

現在、こども科学館では令和2年度教育委員会第12回定例会で御承認いただいたとおり、プラネタリウムの利用に際しましては、展示室の休止により入館料を免除とし、観覧料のみをいただいております。

今回開催する月食学習会は、11月19日に部分月食が起こることから、そのメカニズムについてプラネタリウムを使用し、解説するものですが、小学校科学教育センターから参加希望がございました。

小学校科学教育センターは、科学に興味を持つ市内児童を対象に様々な活動を行っており、当館の目的である子どもの「科学に関する知識の普及・啓発」とも合致する事業であることから、付き添いで観覧される大人の方について、八王子市こども科学館条例施行規則第5条第3項、「教育委員会が減額又は免除とすることが適当であると認めるとき」に基づき、観覧料を免除とするものです。

なお、児童については土曜日、子ども無料の日となっており、観覧料は無料とな

っております。

説明は、以上です。

安間教育長 只今、こども科学館からの説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見はございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第16号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第16号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 以上で、公開の審議は終わりますが、委員の方々から何かございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 ないようでございます。

それでは、ここからの審議は非公開となりますので、傍聴の方々、恐縮ですが御退室をお願いいたしたいと思います。

【午前9時39分休憩】